



男女共同参画推進委員会

第144回

看護の場における

男女共同参画について

安中市男女共同参画推進委員会委員

大橋 奈津美



看護師として長年勤務している私は、看護の場における男女共同参画は徐々に前へ進んでいると考えます。

厚生労働省の令和2年衛生行政報告例(就業医療関係者)の概況によると、看護師は平成22年952,723人と総数のうち男女比は男性5・6%、女性94・4%で、令和2年では、総数1,280,911人のうち男性は8・1%、女性は91・9%と若干の変化ではあるものの男性看護師は増加傾向にあります。

また、看護の歴史として以前看護師は、男性は「看護士」、女性は「看護婦」という名称で呼ばれていましたが、あまり知られていないためほとんどの患者さまは男性にも「看護婦さん」と呼んでいました。しかし平成13年に「保健婦助産婦看護婦法」が「保健師助産師看護師法」という名称に変わったことに伴い、平成14年3月より男女ともに「看護師」という名称で統一されることになりました。その背景には男女雇用機会均等法の職業における男女平等とい

ーリリー・エッセイ

う考え方が関連しています。法律が後押しし、男女とも「看護師」という名称に改めることで、「看護婦・看護士は女性が多く、男性は少数のため働きにくい職業である」というイメージを、「看護師は男女ともに輝くことができる職業である」というイメージに変化を与えることになったのではないかと思います。

看護の現場における男女共同参画について、看護師の男女比を見ても明らかのように改善傾向ではありますが、未だ男性より女性が多いというのが現状です。そして、このような看護の場が起こりうるのが女性だけのコミュニティの形成に男性が入れない、入りづらいという問題です。看護師は年齢・性別・国籍を問わない患者さまを多職種と連携し入院から退院までサポートする職業であるため、看護師間で看護に必要な情報の共有が遅れが生じた際、生命を預かる職種として、重大な失敗に繋がる可能性があります。看護師同士はもとより、医療職者に性別の壁があると円滑な多職種によるチーム連携を行うことができません。看護を行う上で最も避けるべき行為は患者さまの生命を脅かすことです。そのような失敗を起こさないためには、女性・男性で考え方が異なる場合も、職種内・多職種と話し合いの時間を取りそれぞれの意見の良い点をまとめ、最適な看護が提供できることを目標に日々努力したいと思います。

安中市消費生活センターからのお知らせ

7億円当選!?心当たりのないメールは無視

【事例】

スマホのSMS(ショートメッセージサービス)に「7億円当選した」という通知が届いた。受領するための手続だと言われ、さまざまな名目の費用を請求され、これまでに電子マネーで150万円ほど支払ったが、いつまで経っても当選金が振り込まれない。「コンビニの端末機で購入した電子マネーの払込票が残っていると当選金が支払えなくなる」と言われていたので、すべて捨ててしまった。姉から借金もした。お金を取り返したい。



(イラスト：黒崎 玄)

【トラブル助言】

★申し込んでいないのに、宝くじや懸賞などに当選することはありません。大金が当選したというメールやSMSが来てもうのみにせず、すぐに削除し相手には絶対に連絡しないようにしましょう。

★「当選金を受け取るため」などと言って事前にお金を請求されたら、詐欺です。後で元が取れるなどと思わず、絶対にお金を支払わないでください。支払ってしまうと、取り戻すことは、ほぼできません。

(国民生活センター「見守り新鮮情報」第440号から作成) このほか、通販サイト、クレジットカード会社、携帯電話業者、宅配便業者などをかたる偽SMS・メールにもご注意ください

【問合せ】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じるものがあつたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

(☎382-2228)

相談日時▶月・金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時30分

問合せ▶困地域創造課市民協働係(☎内線1027)